# 税務相談室

## 寄　附　金　控　除

北海道医師会顧問税理士　中村（なかむら）　孝一（こういち）

**質問１**　母校（私立大学）で創立30周年記念祭が行われることとなり、学園祭の運営資金として50万円ばかり寄附しました。領収証の発行名義人は学園祭実行委員会委員長の肩書きで、学校長の名前が記されています。

この場合、寄附金控除が受けられますか。

**回　答**　単に学園祭実行委員会に対する寄附金については、寄附金控除は認められません。

学校に対する寄附金は、公立、私立を問わず原則として控除の対象となりますが、この場合の私立学校は、私立学校法の定めるところにより設立された学校法人が設置した学校教育法第１条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園に限られ、同じ私立学校であっても洋裁学校や自動車学校、珠算学校、予備校などの各種学校に対するものについては、学校教育法第１条に規定する学校には該当しませんので、寄附金控除の対象にはなりません。

しかしながら、ご質問の場合は、学園祭の実行委員会に対する寄附ですから、たとえ領収証の名義人が学校長でも寄附金控除の対象にはなりません。

# お知らせ　マイナンバーカードの活用場面の拡大について

厚生労働省より、積極的なマイナンバーカード活用に向けた周知依頼があり、その活用場面の紹介に関して医療関係を抜粋したものをお知らせいたします。

関連資料につきましては、デジタル庁ウェブサイト「マイナンバーカード活用等に関する周知用資料」(https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources) をご参照ください。

**●スマートフォンの「マイナ保険証」利用**

健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードをスマートフォンに追加することで、対応可能な医療機関や薬局の受付において「マイナ保険証」として利用できます。

**●マイナ救急**

マイナ保険証の利用により、救急搬送時等に傷病者のマイナンバーカードを活用して救急隊員が受診歴や薬剤情報等の医療情報を閲覧することができます。

「マイナ救急」については、これまでの救急活動の中で一命を取り留めた事例などもあり、「国民の命を守る」取り組みとして全国展開されており、2026年度は712消防本部(離島等を除く約99％の消防本部)、5,417隊(約97％の救急隊)で運用されます。